

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百五十三号

鳥取県農業水利改良事業所設置規程（昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百七号）を次のように改正する。

昭和二十六年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県農業水利改良事業所設置規程中改正規程

第二條を次のように改める。

第二條 事業所の名称、位置及び管轄区域は次の通りである。

名	称	位	置	管	轄	区	域
鳥取県南谷村外三箇村用水改良事業所	東伯郡南谷村大鳥居	東伯郡南谷村、上小鴨村、倉吉町、北谷村、山守村					

昭和二十六年十月五日 金曜日
第二千二百五十号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取県羽合用水改良事業所

東伯郡上井町、上北條村、中北條村、花見村、橋津村、長瀬村、淺津村

鳥取県佐野川用水改良事業所

日野郡溝口町、西伯郡幡郷村、五千石村、尙徳村、手間村、成実村

鳥取県深田川排水改良事業所

西伯郡外江町、西伯郡中浜村、余子村上道村、境町、渡村

附 則

この規程は公布の日から施行する。

鳥取縣告示第四百五十四号

東伯郡北谷村森林地整理組合の換地処分について昭和二十六年十月一日認可した。

昭和二十六年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治